

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成27年度下半期）について

平成28年4月13日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者150名に独占禁止政策協力委員を委嘱しており、公正取引委員会が行う広報活動等に御協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成27年10月から平成28年3月にかけて、独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見の概要は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた動きや震災復興の影響が続き、建設関連の工事費用が高止まりしている。先般、東北自動車道の復興工事に関して公正取引委員会による捜索が行われたが、同様の不正に対して今後もしっかりと監視してほしい。（東北）
- ・ 日本の課徴金額は欧米に比べて非常に低いため、事業者が、日本でならばカルテルをやって発覚してもよいと考えては困る。報道等によると、裁量型課徴金制度の導入が検討されているようだが、欧米と同様に厳正で的確な水準の課徴金額となるような制度にしてほしい。（関東甲信越）
- ・ 現代は産業の垣根がなくなって誰と競争しているのか分からないという状態である。公正取引委員会では固定概念にとらわれることなく、絶えず新しい目で現在の経済実態を把握し、仕事に取り組んでもらいたい。（中部）
- ・ 国内企業の海外進出が増えることに伴い、海外競争法により思い掛けないところで違反に問われる可能性が高まることから、国内企業に対して海外競争法関連の情報提供をしっかりと行っていくことが重要である。（近畿）
- ・ 最低賃金や原材料価格の上昇分を納入単価に容易に転嫁できるようにするため、公正取引委員会には、優越的地位の濫用や下請法違反行為に対してこれまで以上に迅速かつ厳正に対処するとともに、買ったたき等として問題となり得るケースをもっと周知してほしい。（四国）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 03-3581-3649（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

- ・ 下請取引が改善されることで下請事業者が潤い、従業員の所得が改善されて消費が伸び、地域経済が活性化されるという好循環が生まれる。このように、公正取引委員会の仕事は地域経済全体に影響する大変重要なものである。(九州)
- ・ 取引先から売行きが悪い商品の返品を要請される等した場合に、それがどの程度であれば違法になるか認識できない事業者が多いと思う。小規模事業者の知識や意識を高めていく取組が違反行為の未然防止につながると考える。(沖縄)

2 広報・広聴活動について

- ・ 「公正取引委員会は敷居が高い」という話があるが、地域の中小事業者や業界を対象にした研修会の機会が増えていけば、公正取引委員会や独占禁止法に対する認知度が高まるのではないか。(北海道)
- ・ ホームページで下請法についての動画を閲覧したところ、文章だと難解な印象を受けてしまう法制度の仕組みや意味が分かりやすく解説されていた。ただし、親事業者と下請事業者の区分については分かりにくいので、具体例を挙げて説明した方がよい。(関東甲信越)
- ・ 広報活動について、独占禁止法は複雑で分かりにくいと考えられるので、「中学生向けの独占禁止法教室」のようにポイントを絞るなどして、より分かりやすい広報活動を考えてほしい。(中国)

3 実態調査等について

- ・ スーパーからは、現在も値引きを始めとする様々な要請が多いことから、公正取引委員会は食品メーカーと総合スーパー、コンビニエンスストア等の小売業者との納入取引について、優越的地位の濫用に関する実態調査を行うべきである。(北海道)
- ・ テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書は大変面白かった。他のコンテンツ業界やシステムエンジニアリング、福祉関係の分野においても同様の問題が生じていると容易に想像できるため、当該分野に着目してはどうか。(関東甲信越)
- ・ 小さな店でも物流さえ追い付けば、eコマースは可能であるので、今後もeコマースによる販売は伸びていくと思う。ヨーロッパの競争当局はeコマースにおける競争法の適用に関心を持っていると聞いたことがあるが、公正取引委員会からもeコマースに関する独占禁止法上の考え方等について情報提供してほしい。(中部)

4 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 取引先を失ってしまうくらいなら消費税の転嫁を我慢すると考える中小企業もいると思う。このようなことが続くと中小企業が倒産し、地域が衰退していく原因にもなるので、公正取引委員会には引き続き消費税の転嫁拒否等の行為の未

然防止に努めてほしい。(東北)

- ・ 消費税の転嫁拒否等の行為に関する書面調査については公正取引委員会と中小企業庁の連名で送られてくるところ、問題となる行為が漫画で説明されていることから分かりやすいと思う。(関東甲信越)
- ・ 消費税率の引上げに伴う転嫁がうまく進んだ理由の一つに、転嫁拒否事案を迅速に公表したことによるけん制効果があったと思う。今後、消費税率が10パーセントに引き上げられる際にも同様の取組をしてほしい。(近畿)
- ・ 消費税の転嫁拒否等の行為に関する処理件数の内訳をみると、製造業の件数が飛び抜けて多い。また、沖縄県内では、大型店の出店の影響で小売業の競争が激しくなっている。このため、消費税の転嫁拒否等の行為について、引き続き注視してほしい。(沖縄)

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 農業協同組合と農家との取引の在り方について、これからのTPP制度の環境下において、公正取引委員会は問題意識を持つべきである。

2 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会は、広報活動において、どこに広報成果を求めるのか、どこに体力を使うべきなのか、はっきりさせるべきである。
- ・ 「公正取引委員会は敷居が高い」という話があるが、地域の中小事業者や業界を対象にした研修会の機会が増えていけば、公正取引委員会や独占禁止法に対する認知度が高まるのではないか。

3 実態調査等について

- ・ スーパーからは、現在も値引きを始めとする様々な要請が多いことから、公正取引委員会は食品メーカーと総合スーパー、コンビニエンスストア等の小売業者との納入取引について、優越的地位の濫用に関する実態調査を行うべきである。

4 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税率の再引上げに当たって軽減税率制度の導入が予定されているが、公正取引委員会には、事業者が転嫁拒否行為を受けるなど不利な立場に立たされないように、今後も引き続き、十分に注意を払っていただきたい。

5 その他

- ・ 一般消費者は賢くポイントカード等を使っているようで、実は事業者に縛られているのではないかと思う。このような場合、地域に多い系列のコンビニエンスストアがその地域を独占してしまうおそれはないのかなど、異業種同士の業務提携がどのように動いていくのか気になっている。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックを見据えた動きや震災復興の影響が続き、建設関連の工事費用が高止まりしている。先般、東北自動車道の復興工事に関して公正取引委員会による捜索が行われたが、同様の不正に対して今後もしっかりと監視してほしい。
- ・ 下請法や優越的地位の濫用の問題について、アンケート調査等いろいろな方法を駆使して情報を吸い上げるとともに、情報提供者をしっかりと保護してもらいたい。

2 広報・広聴活動について

- ・ 競争政策という言葉は一般の国民になじみがなく、ほとんど理解されていないといってもよい。競争政策の意味や独占禁止法の趣旨を広く知ってもらうために、大学や高校における独占禁止法教室をこれまで以上に充実させてほしい。
- ・ 大手事業者と地方の中小事業者との間には独占禁止法に関する知識に明らかな差がある。独占禁止法の普及、啓発活動においては、大手事業者と地方の中小事業者とは説明する内容を変える必要があるのではないか。

3 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 地方自治体の発注する業務の中には、予算案の時点では消費税が5パーセントであるものの、予算を執行する段階では消費税が8パーセントに上がっているものがあつた。8パーセントから10パーセントへの消費税率の引上げの際には、この2パーセントの消費税率引上げ分は発注者側が負担する必要がある旨を早めに周知してほしい。
- ・ 取引先を失ってしまうくらいなら消費税の転嫁を我慢すると考える中小企業もいると思う。このようなことが続くと中小企業が倒産し、地域が衰退していく原因にもなるので、公正取引委員会には引き続き消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止に努めてほしい。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 後進国における競争法の執行や運用にはまだまだムラがあることから、公正取引委員会の技術を供与してほしい。これが、事業者のグローバル化への支援にもなる。
- ・ 日本の課徴金額は欧米に比べて非常に低いため、事業者が日本でならばカルテルをやって発覚してもよいと考えては困る。報道等によると、裁量型課徴金制度の導入が検討されているようだが、欧米と同様に厳正で的確な水準の課徴金額となるような制度にしてほしい。
- ・ これからは自治体の発注する公共事業の発注量自体がIT分野で増えていくだろう。また、民間でも、これからはシステムの見直しや更新といった需要が拡大していくだろう。このため、公正取引委員会は、こうしたIT分野への監視を強化していくべきである。

2 広報・広聴活動について

- ・ 下請法、消費税転嫁対策特別措置法等の運用において行われている書面調査は、法律の周知方法の原点となるものである。中小企業は、調査に回答する過程でこれらの法律がどういう法律なのかを調べる契機になる。
- ・ ホームページで下請法についての動画を閲覧したところ、文章だと難解な印象を受けてしまう法制度の仕組みや意味が分かりやすく解説されていた。ただし、親事業者と下請業者の区分については分かりにくいので、具体例を挙げて説明した方がよい。
- ・ 今年度の独占禁止法教室では職員の方に実際の事件の話をしてもらったところ学生も興味を持っていた。独占禁止法は違反行為のイメージが湧きにくいので実際の経験談を話してもらったことは良かったと思う。

3 実態調査等について

- ・ テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書は大変面白かった。他のコンテンツ業界やシステムエンジニアリング、福祉関係の分野においても同様の問題が生じていると容易に想像できるため、当該分野に着目してはどうか。
- ・ 実態調査を実施した後、取引実態がどのように変化したのか、提言したことが実現しているのか、問題が解消したのか、といった観点から、過去の実態調査に関してフォローアップ調査を行うなどしてもらいたい。

4 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 値引きしなければ売れないという競争環境においては、大手小売業者も消費税率が上げれば本体価格を下げる努力をしなければならず、このような大手小売

業者からの要請があれば中小の納入業者も応じざるを得ないという状況にあることを、公正取引委員会は認識しておくべきである。

- ・消費税転嫁拒否の問題については、会計事務所の話ではまだ転嫁できていない事業者もいると聞いている。こうした行為を発掘する調査方法として、会計事務所から話を聞くなどしてはどうか。
- ・消費税の転嫁拒否に関する書面調査については公正取引委員会と中小企業庁の連名で送られてくるところ、問題となる行為が漫画で説明されていることから分かりやすいと思う。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・現代は産業の垣根がなくなって誰と競争しているのか分からないという状態である。公正取引委員会では固定概念にとらわれることなく、絶えず新しい目で現在の経済実態を把握し、仕事に取り組んでもらいたい。

2 広報・広聴活動について

- ・中部事務所では、今年度はたくさんの独占禁止法教室を開催していて非常に良いことだと思う。公正取引委員会が、自分たちの日常生活に関係する役所であるということを理解してもらうだけでも十分価値があり、独占禁止法教室で学んだことは必ず後で役に立つはずである。
- ・常に啓発や教育活動を行うことが非常に大事である。特に商業高校や工業高校の高校生や大学生に対して、社会に出たときに独占禁止法が重要であることを認識させるための教育を行うことが重要である。
- ・中小零細事業者の経営者は、独占禁止法や下請法を知らない者も多いので、大手事業者のみならず、中小零細事業者にまで独占禁止法や下請法の理解が進むよう、独占禁止法等のパンフレットを県や市町村の中小企業対策の窓口においてもらってはどうか。

3 実態調査等について

- ・小さな店でも物流さえ追い付けば、eコマースは可能であるので、今後もeコマースによる販売は伸びていくと思う。ヨーロッパの競争当局ではeコマースにおける独占禁止法の適用に関心を持っていると聞いたことがあるが、公正取引委員会からもeコマースに関する独占禁止法上の考え方等について情報提供してほしい。

4 その他

- ・地方自治体では、依然として地産地消を推し進めているが、これでは、他地域からの新規参入がなくなり、公正な競争が行われているとはいえない。4月から電力の小売が全面自由化されるが、北陸の自治体は北陸電力から購入することしか考えていないようだ。このような地方自治体の意識を変えるための広報活動にも力を入れていただきたい。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・国内企業の海外進出が増えることに伴い、海外競争法により思い掛けないところで違反に問われる可能性が高まることから、国内企業に対して海外競争法関連の情報提供をしっかりと行っていくことが重要である。
- ・大企業同士の提携により電力が安く提供されると、新規参入した中小企業が生き残っていくことは難しいと思う。電力分野で、大企業と中小企業が同等の立場で正当な競争をしていけるか、公正取引委員会の活動に期待している。

2 広報・広聴活動について

- ・中小零細事業者は、公正取引委員会の活動内容について、新しい情報を得る機会が少ないので、地方の商工会議所等でもっと説明会を開催してほしい。このような説明会は、中小零細企業の現状を知ることができる良い機会である。
- ・カルテルや入札談合は、結局は消費者の利益を損なう行為であり、子供のときからの教育、主婦等を対象とする説明会などにより、消費者にその意識を持ってもらうことが重要である。

3 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・消費税率の引上げに伴う転嫁がうまく進んだ理由の一つに、転嫁拒否事案を迅速に公表したことによるけん制効果があったと思う。今後、消費税率が10パーセントに引き上げられる際にも同様の取組をしてほしい。

4 その他

- ・景品表示法に課徴金制度が導入されるが、執行力を強化するという目的が達成されるよう、消費者庁にそのノウハウを伝えるなど連携を進めてほしい。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・東北地方の高速道路の震災復旧舗装工事の談合事件について、検察と合同で調査に入ったとの報道があった。事件をきちんと上げていくことが重要であり、また、一罰百戒的なものも必要である。公正取引委員会には、社会的正義、公正な取引の確保に期待している。
- ・東京・大阪等の都市圏と地方の景気の差が大きい。また、中国地区においては、山陽側と比較して山陰側は景気が悪い。景気が悪くなると、事業者間の力関係により弱い者にしわ寄せが来ると思われるので、よく注意をしてほしい。

2 広報・広聴活動について

- ・広報活動について、独占禁止法は複雑で分かりにくいと考えられるので、「中学生向けの独占禁止法教室」のようにポイントを絞るなどして、より分かりやすい広報活動を考えてほしい。
- ・景品表示法は消費者にアピールしやすいが、独占禁止法はなかなか消費者にとって受け入れにくいのではないかと考えられる。談合は消費者には縁遠いし、カルテルもそれほど件数が多い。独占禁止法の広報に当たっては、景品表示法とセットにし、併せ技でアピールしていけばよいのではないかと考えている。特に、地方においては有効であると考えている。

3 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・消費税の増税と軽減税率の適用に関連して、消費税増税分の転嫁に関する買いたたきの問題と、軽減税率に関する表示の問題が生じると考えられるが、公正取引委員会と消費者庁においてすみ分けをして、しっかりと対応してほしい。

4 その他

- ・電力自由化に関しては、どこかとタッグを組む、何かのサービスとセットにする、といったことが行われようとしているが、これで自由化といえるのだろうか。皆が十分納得できるような形での自由化をやっていただきたい。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・最低賃金や原材料価格の上昇分を納入単価に容易に転嫁できるようにするため、公正取引委員会には、優越的地位の濫用や下請法違反行為に対してこれまで以上に迅速かつ厳正に対処するとともに、買ったたき等として問題となり得るケースをもっと周知してほしい。
- ・マイナンバー制度の導入に当たっては多額の費用が掛かると思われるが、このような大きな市場では、談合や優越的地位の濫用などが生じることが懸念されるので、これらの行為に厳正に対処してもらいたい。

2 広報・広聴活動について

- ・独占禁止法や下請法違反行為の未然防止のために最も効果的な方法は、何よりも違反事件を摘発し、公表していくことであると考えます。
- ・独占禁止法はとにかく難解であるがゆえに、違反か否かの線引きが難しく、知らないうちに違反行為を行っている企業も多いのではないかと。業界、分野ごとの取引実態に即して具体的な事例を交えながら、どのような行為を行うと独占禁止法違反となるのかについて、引き続き分かりやすく周知していただきたい。

3 実態調査等について

- ・往復航空券とホテルがセットになった旅行商品があるが、航空会社の取引上の立場が強く、ホテルは航空会社が定めた安い宿泊料金を押し付けられることが多いと考えられるため、このような分野について取引の公正化が図られるような取組をすべきではないか。

4 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・中小、零細企業にとっては消費税率引上げ分を価格に転嫁するだけでも大変であるが、たとえ価格交渉によって転嫁が認められても、消費税の軽減税率による複雑な会計処理が面倒であるなどの理由で、取引先から一律8パーセント分の消費税しか支払われないといった減額行為の発生が懸念される。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・独占禁止法の排除措置命令の件数、下請法の勧告の件数が年々減少傾向にあるようだが、その背景には、企業のコンプライアンス意識が向上したことと、公正取引委員会が厳正に法執行をしているからだと理解している。特に優越タスクフォースは事件の処理件数も多く、中小企業や地場の企業は非常に助かっていると思う。
- ・下請取引が改善されることで下請事業者が潤い、従業員の所得が改善されて消費が伸び、地域経済が活性化されるという好循環が生まれる。このように、公正取引委員会の仕事は地域経済全体に影響する大変重要なものである。

2 広報・広聴活動について

- ・一般の人、特に20代から30代の世代に独占禁止法への関心を持ってもらうためには、もっとSNSを活用すべきである。一般の人が関心を持ちそうな情報を分かりやすくして、FacebookやTwitterに掲載してはどうか。

3 実態調査等について

- ・官庁が大型のシステムやプリンター等を導入する際、本体の入札では競争が行われても、本体に続く物品購入や保守の入札では、本体を受注した事業者やそのグループ会社だけが参加し、技術的に参加できるはずのグループ外の事業者や独立系保守業者が参加していないことがある。アフターマーケットの実態調査を行い、独立系の事業者の参入を阻害する取引実態があれば、必要な改善を提言すべきである。

4 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・消費税率の上げ幅が小さければ売り手側は当該上げ幅分を転嫁せずに自分で負担してしまう、あるいは、消費税増税分を転嫁するための交渉にかかるコストが消費税増税分の負担よりも大きいからそもそも消費税増税分を転嫁するための交渉を行わない、といったことが懸念される。こうした売り手側の心理をきちんと踏まえた上で、円滑に増税分を転嫁できるよう、仕組み作りや周知活動をしてほしい。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 取引先から売行きが悪い商品の返品を要請されるなどした場合に、それがどの程度であれば違法になるか認識できない事業者が多いと思う。小規模事業者の知識や意識を高めていく取組が、違反行為の未然防止につながると考える。
- ・ 沖縄では那覇空港第二滑走路の増設事業などの大規模プロジェクトが進行中であり、こうしたインフラ整備においてカルテルや談合が行われないよう注視してほしい。

2 広報・広聴活動について

- ・ 公正取引委員会は、ホームページや SNS で様々な情報を発信しているが、アクセス数が著しく少ない。より多くの人に見てもらうための広報が必要だと思う。
- ・ 20代から30代の若い世代を対象とした広報活動を行いたいのであれば、そうした世代が活用しているツール、例えばLINEなどを利用してはどうか。
- ・ 近年、優越的地位の濫用の措置事例が蓄積している。優越的地位の濫用について幾つかのガイドラインが公表されているところではあるが、具体的な事例集を公表すれば、事業者にとってより分かりやすいのではないか。

3 消費税転嫁対策特別措置法に係る公正取引委員会の取組について

- ・ 消費税の転嫁拒否等の行為に関する処理件数の内訳をみると、製造業の件数が飛び抜けて多い。また、沖縄県内では、大型店の出店の影響で小売業の競争が激しくなっている。このため、消費税の転嫁拒否等の行為について、引き続き注視してほしい。